

日本における個人情報と データプライバシーの乖離

産業技術総合研究所
情報セキュリティ研究センター
高木浩光

1

● 「番号」は「個人情報」か？

- 内閣官房で検討中の「社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策について要綱に盛り込むべき事項(案)」
 - 用語「「番号」に係る個人情報」の定義
 - 「「番号」に係る個人情報とは、「番号」及び情報保有機関において、「番号」に紐づけられて保有され、情報連携基盤を通じた情報連携の対象となる社会保障及び税分野の個人情報をいう。この個人情報については、前記のとおり、法令により具体的に特定されることとなる。」
 - この定義で「番号」自体は該当するのか？ 該当のつもりなのか？
 - **該当しないとすると、「番号」告知要求の禁止がこの定義から漏れる**
- 「番号」自体が該当するとすると
 - 「番号」に例えば0を書き足した数値も「番号」なのか？
 - 一般に、ある関数で「番号」を変換した数値も「番号」なのか？
 - その関数が、事業者独自のなものなら？ 事業者間で共通のものなら？
 - その関数が不可逆なものなら？ 乱数表で変換した場合は？
 - 1個の「番号」単独でも「「番号」に係る個人情報」なのか
- 「番号」自体を法で保護するその原理は何か
 - 「番号」告知要求の禁止は規定すべきだが、なぜなのかの論がない

2

● 個人情報保護法関連五法と比較

- 「個人情報」の定義
 - この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と《容易に》照合することができること、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう
- 一般的な識別子（データ管理用の番号）は該当するか
 - 「他の情報と…照合することができる」の「照合」の主体は誰？
 - データ保有者による照合可能性？ 提供先による照合可能性？ 何者かによる照合可能性？ 広い範囲での照合可能性？
 - 識別子自体「個人情報」？
 - 番号はただの番号
 - 電話番号、メールアドレス等は別として（それ自体が機能を持つから）
- 「番号」（社会保障・税…番号制度の）はなぜ特別か
 - 国民すべてが必ず持っていて各人に唯一無二と保障されているから
 - 他に類のない目的外の活用方法が生まれる

3

● 日本の携帯電話の事例

- 「ケータイID」がWebサイトに常時送信される
 - スマートフォン除く全キャリアのガラケー端末（2008年3月末より）
 - サイト毎に拒否する機能はなく、全サイトに共通のIDを自動送信
- 用途
 - 広告の不正クリック防止のため
 - 行動ターゲティング広告用にアクセス動向を追跡するため
 - 「お一人様1回限り」の実現
 - SNS事業者での悪質利用者排斥のためブラックリスト化
- 一般のインターネットのパソコンには無い機能
 - 「お一人様1回限り」は原理的に実現不可能
- 欧米では許されない仕組み
 - プライバシー侵害をもたらすとして必ず非難される
 - 1999年、インテルPentium IIIのプロセッサシリアル番号にボイコット運動
 - 2002年、Windows Media Player「一意のプレーヤーID」機能が無効化
 - 2010年、Wall Street JournalがiPhoneアプリの端末識別番号の無断送信を指摘
- 日本では誰も動かない
 - 2001年、総務省の研究会で問題視されたものの、その後放置される
 - 2010年、SIMロック解除ガイドラインにこの問題の解決を促す記述

4

● 「ケータイID」の歴史的経緯

- 1999年2月 NTTドコモがiモードを開始
 - 公式サイトに対してだけユーザIDを送信（料金回収代行用）
- 1999年4月 IDOとDDI、TU-KAがEZaccessを開始（後にauのEZwebに統合）
 - すべてのWebサイトへ X-UP-SUBNO: を送信（後に「EZ番号」と命名）
- 2000年3月 IDOのEZ番号が電話番号だと発覚、非難、報道され、別番号に修正
- 2000年7月 郵政省研究会でKDDIのEZwebが問題にされる
 - 「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」
- 2001年1月 NTTドコモが503i以降の機種で端末ID送信開始（都度確認方式）
- 2001年4月 別の総務省研究会がEZwebを再び問題視
 - 「モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会」
- 2001年6月 上記ビジネスモデル研究会報告書、パブコメ結果
- 2003年5月 個人情報保護法成立（2005年4月1日全面施行）
- 2004年4月 総務省「不当料金請求の新しい手口」注意喚起
- 2004年12月 国民生活センター「いきなり料金請求する手口」注意喚起
- 2005年4月14日 EZ番号が送信OFF設定可能に（それまでは常時送信）
- 2008年3月31日 NTTドコモがiモードID送信開始（全サイト、自動送信）
- 2009年6月 「iモード2.0」端末登場でcookieの利用が可能に（旧機種は不可）
- 2010年5月10日 KDDIがEZ番号の変更を不可能にシステム変更（非公表）

5

● ケータイID問題は個人情報保護法で解決できるか

- ケータイIDで紐付けられた個人に関する情報（住所氏名等を含まない）は「個人情報」か否か
 - 他の情報と照合して特定の個人を識別できるものか否か
 - 照合する主体は誰？
 - ケータイIDを送出する携帯電話事業者による照合？
 - ケータイIDを受信するWebサイト運営者による照合？
 - ケータイIDを受信したWebサイトがそれを他者に提供する場合の、
 - 提供元による照合？ 提供先による照合？
- 総務省「利用者視点…諸問題研究会第二次提言」p.41

(ウ) クッキー技術を用いて生成された識別情報	ポータルサイト、CGMサイト等、各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、ログインなしに利用者（正確にはブラウザ）を特定するために利用される情報	個人識別性を有しない。
(エ) 契約者固有ID	利用者が、携帯電話インターネット上のウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイト側に送信される、ブラウザや端末を特定する情報 ⁴³	個人識別性を有しない ⁴⁴ 。

- 脚註44:契約者固有IDについては、複数のコンテンツプロバイダに対して同一の契約者固有IDが送出されるため、各コンテンツプロバイダが各々保有するウェブページ上の行動履歴や位置情報を、同一IDに紐付けて集積することが極めて容易との指摘がある。また、各コンテンツプロバイダにとっては、契約者固有IDを、契約者情報等の個人情報と紐付けることが容易に可能であり、同一の契約者固有IDに紐付けて集積されたウェブページ上の行動履歴等が比較的容易に個人識別性を獲得するとの指摘がある。

6

● 行動ターゲティング広告

- 個人を特定せず識別して、嗜好情報等を蓄積する
 - 同一人が、いつどこで何を閲覧したかを記録し、分析し、その人の嗜好に合った広告を表示する
- 実現手段
 - サイト内完結型（大手ポータルサイト内でのアクセス履歴の活用等）
 - 広告ネットワーク型
 - 「第三者cookie」を用いる方法
 - 「ケータイID」を用いる方法
 - ISPでのDeep Packet Inspectionによる方法
 - ブラウザの脆弱性を突いた方法（「楽天ad4U」等）
- 個人が特定されなければ問題なしなのか？
 - そのデータが売買されても合法か？
 - 「個人情報」ではないから
 - データの行き着いた先で個人が特定されることはないか
 - 「第三者cookie」による実現では、それは起きない
 - 「ケータイID」による実現では、それが容易に起きる

7

● 欧米の動向

- 米国では行動ターゲティングをオプトアウトで許容
 - ただし、オプトアウトを完全にできるようにする取組み
 - 「Do Not Track」など（2010年）
- EUでは第三者cookieをオプトイン強制にする動きも

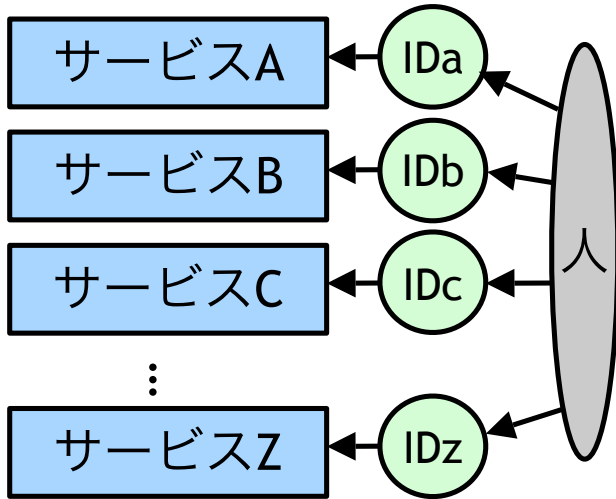
● 私の意見

- 第三者cookieによるトラッキングは、蓄積情報が他者の手に渡っても、各データが誰のものか個人を特定できないので、完全なオプトアウトの手段が用意されていれば許容できる
 - cookieはサイト毎に独立した空間を持つため
- 「ケータイID」によるトラッキングは、蓄積情報が他者の手に渡ると、各データが誰のものか個人を特定され得るので、オプトインでない限り許すべきでない
 - そもそもそのような技術方式を提供しないようにすべき

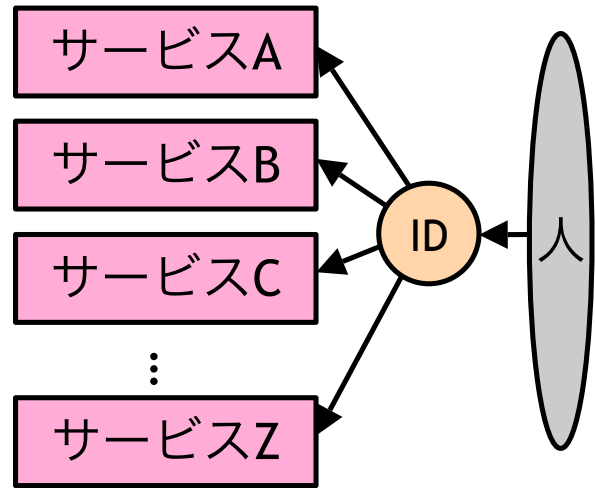
8

IDのサービス独立性

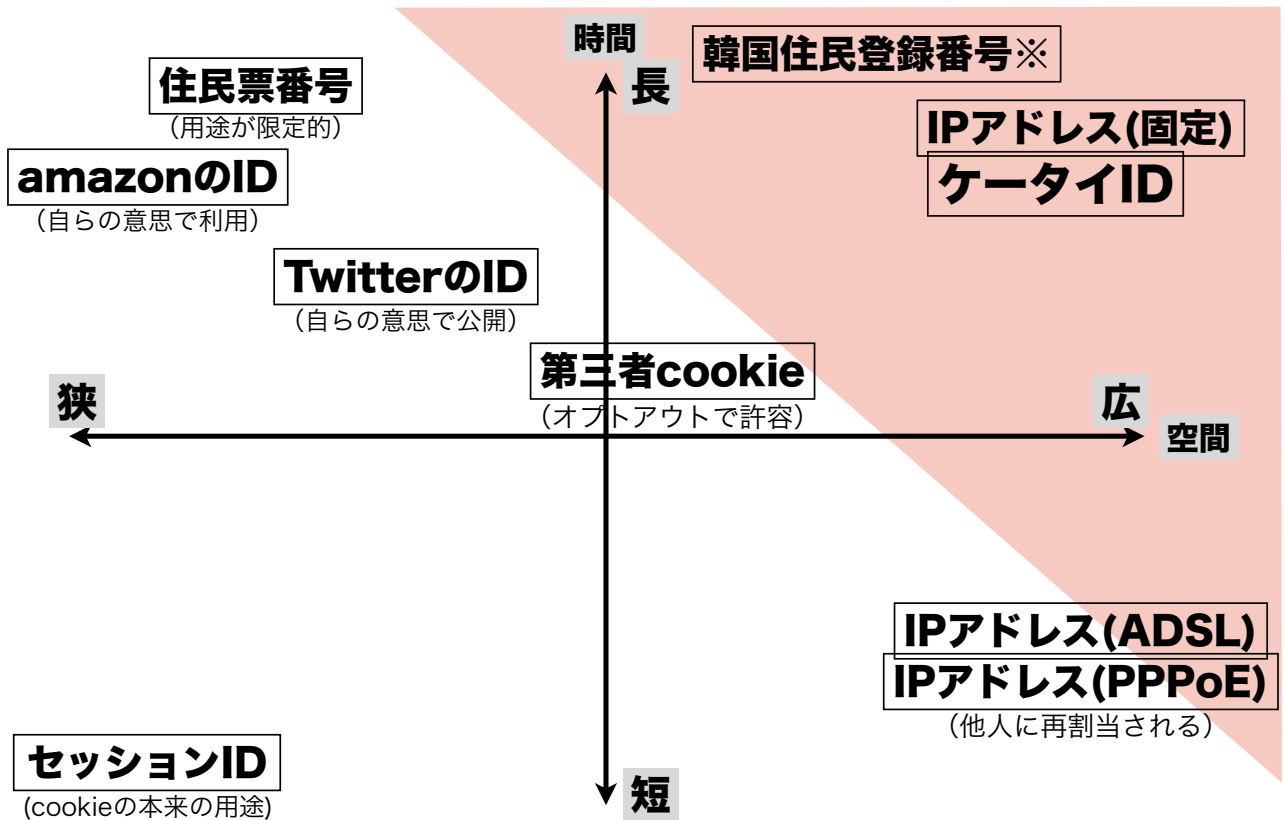
独立性の高いID



独立性の低いID



IDの時間的・空間的連続性



● 類似の話題

- リアル世界での人々の移動追跡
 - RFID (ICタグ) を用いた方法
 - 2003年にブーム、10年後にはユビキタス社会が到来すると言われた
 - 小学生のランドセルにRFIDタグを取り付ける実験等
 - 携帯電話のBluetooth機能を用いた方法
 - まだ現実には実施されていないが、今後あり得る話
 - 米国では、空港の行列の待ち時間測定のために使用すると発表
- ポイントカードでの購買履歴の複数事業者間共有
 - 利用者は同意しているか
 - 交通系電子マネーはどうなる？
- Googleストリートビューにおけるナンバープレート問題
 - 当初、日本では自動車のナンバープレートに不可視処理がされなかった
 - ナンバーから個人を特定することはできない？
 - 陸運局での住所閲覧が困難に制度変更されたからそれでOK？
 - 欧州では、ナンバープレートの不可視処理を要件に許可した国も

11

● 日本のプライバシー保護についての私見

- 通信の秘密
 - 個人が識別されるかに関係なく厳格に保護
- 個人情報保護法
 - 特定の個人を識別する情報（プライバシーかに関係なく）の取り扱い
- 欠けているもの
 - 個人を特定せず識別して蓄積されるプライバシー情報の保護
- 日本のプライバシー権
 - 個々のプライバシー侵害事案に対する法的措置は可能
 - 欠けているもの
 - 社会の信頼を確保する観点からの、個人を特定せず識別してプライバシー情報を蓄積するシステムに対する規制（あるいは何か）
- 適切な技術方式を採用させるよう促す法制度
 - 広範に影響を及ぼすシステムのプライバシーリスクへの対応
 - 第三者機関（プライバシーコミッショナー等）の権限で
 - 行政機関に対してだけでなく民間に対しても
 - せめて調査権だけでも与えて公開の場での議論を
 - 個人情報保護法の抜本的改正（現行法は上記の根拠とならない）

12

ご参考

- 飛騨市図書館 延滞者督促状データベース流出事件で
 - 飛騨市発表文（2010年11月22日）
 - 「情報の内容：当館に登録されている利用者の情報の一部でデータの内容は、利用者氏名（漢字）、利用者氏名（カタカナ）、住所、生年月日、郵便番号等であった。」
 - 図書館の書名も漏れたはずなのにそれが書かれていない
 - 電話で取材したところ「書名も含まれている」
 - 「なぜそれを書かないのか？」に対し図書館長曰く「住所氏名等が個人情報だから」
 - 住所氏名に紐付けられた書名自体は個人情報でないとでも？
- 飛騨市個人情報保護条例での定義
 - 個人に関する情報…であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの…

13

1時間目 「個人情報」の基礎知識 | プライバシーマーク制度 講座 | よくわかる プライバシーマーク制度

http://privacymark.jp/wakaru/kouza/theme1_03.html

財団法人 日本情報処理開発協会 (JIPDEC)

お問い合わせ

よくわかる プライバシーマーク制度

検索語句を入力 検索

Powered by Google

トップ > 1時間目 「個人情報」の基礎知識 > 「個人情報」と「プライバシー」の違い

「個人情報」と「プライバシー」の違い

私たちの暮らしでは、「個人情報」と「プライバシー」ことなく使われています。この2つの言葉は深い意味が異なります。

これまで学んできた通り、「個人情報」とは、個人の氏名、生年月日、住所などの個人を特定する情報のことです。

一方、「プライバシー」には「個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。」(小学館「大辞泉」より)という意味があるほか、最近では、「自己の情報をコントロールできる権利」という意味も加えられるようになってきました。

それでは、保護するという観点では、この2つの言葉はどのように違うのでしょうか？

例えるならば、封筒の宛名が「個人情報」で、封筒の中身が「プライバシー」です。

ご存知ですか？
プライバシーマーク制度

プライバシーマーク制度 講座

- ▶ 「個人情報」の基礎知識
- ▶ プライバシーマーク制度って何？
- ▶ 「個人情報」の「保護」と「活用」
- ▶ 「個人情報」と私たちの暮らし
- ▶ プライバシー保護のあれこれ

身近にあります
プライバシーマーク

用語ミニガイド

携帯電話でもCHECK!
Pマーク付と事業者を検索

携帯サイトへ
簡単アクセス!

使い方をみる

14